

資料 2 - 2

機能検討に関わる計画について

利用計画策定において踏まえることが必要である関連計画のうち、機能検討に直接関わる次の計画について、抜粋を示す。

- 1 府中市都市計画に関する基本的な方針（府中市都市計画マスタープラン）
- 2 府中市公共施設等総合管理計画

府中市都市計画に関する
基本的な方針
(府中市都市計画マスタープラン)
(平成 22 年 3 月) 抜粋

資料 2 - 2

● 計画の位置づけ (3 ページより抜粋)

2 計画の位置づけ

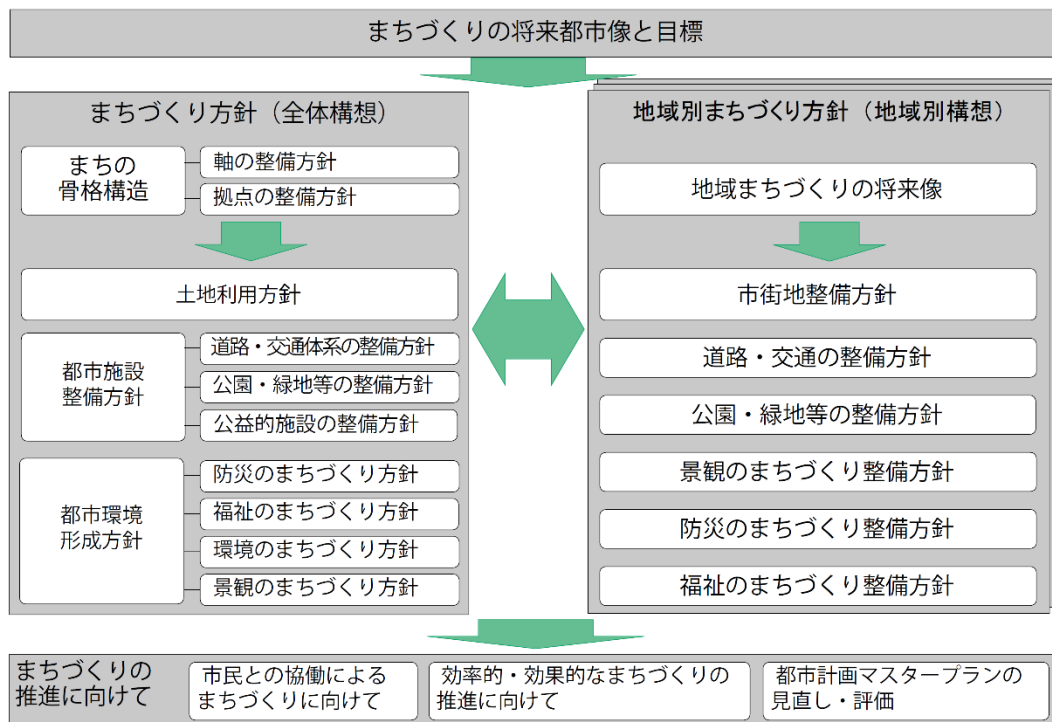
(1) 計画の構成

都市計画マスタープランは、都市計画法第 18 条の 2 の規定に基づく「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として、「第 5 次府中市総合計画」及び「府中都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」といった上位計画に則しつつ、府中市の将来のまちづくりの方向性を示す基本計画として位置づけられます。

都市計画マスタープランは、府中市基本構想に描く市の将来都市像と目標を踏まえ、次のような方針で構成するものとします。

- 市全体の都市整備の方向性や各地域に共通する分野別まちづくりの基本方向を示す「**まちづくり方針 (全体構想)**」
- 鉄道駅の駅勢圏、小中学校区、文化センター圏域等の状況や土地利用等の共通性を踏まえ、市域を 8 地域に分け、それぞれの特性を生かした地域の将来像や身近なまちづくりの基本方向を示す「**地域別まちづくり方針 (地域別構想)**」
- これらの方針を総合的・計画的に推進していくまちづくり推進の基本方向を示す「**まちづくりの推進に向けて**」

■ 都市計画マスタープランの構成



資料 2 - 2

● まちづくり方針（全体構想） まちの骨格構造（12-19 ページより抜粋）

1 まちの骨格構造

ここでは、まちづくりの将来都市像及び目標並びに府中市の特性を勘案し、現状を踏まえた将来の都市構造の枠組みを示します。

（1）軸の整備方針

① 都市環境軸

都市の持続的な活動と環境の調和を図るゆとりと潤いのある都市空間の形成を促すため、次を「都市環境軸」と位置づけ、各軸の骨格となる都市計画道路の整備、改善をはじめ、鉄道沿線等の環境整備、改善を図ります。

- 広域幹線道路軸（甲州街道、東八道路、新小金井街道、鎌倉街道（府中所沢線））
- 地域幹線道路軸（府 3.4.3 号（狛江国立線）、府 3.4.15 号（押立白糸台線）、府 3.4.16 号（府中東小金井線）、府 3.4.21 号（府中国分寺線）、府 3.4.22 号（是政恋ヶ窪線）、府 3.3.24 号（四谷国立線））
- 中央自動車道軸
- 鉄道軸（京王電鉄京王線、京王電鉄競馬場線、J R 中央線、J R 南武線、J R 武蔵野線、西武鉄道多摩川線）

② 多摩川リバーフロント軸

多摩川のゆたかな自然を守り、そして生かすため、多摩川を「多摩川リバーフロント軸」と位置づけ、多摩川の自然環境の保全とともに人々に安らぎを与える水辺のレクリエーション空間として利用の増進を図り、沿川の広がりのある眺望と緑の連続性のある景観形成を図ります。

③ 崖線軸

本市の地形的な特徴である崖線を守り生かすため、国分寺崖線周辺、府中崖線周辺を「崖線軸」と位置づけ、崖線の自然環境を守り、崖線の自然環境を生かした緑が連続する景観形成を図ります。

（2）拠点の整備方針

① 中心拠点

本市の魅力と広域的な拠点性を高めるため、次の地区を「中心拠点」と位置づけ、「馬場大門のケヤキ並木」と調和した、商業、業務及びサービス機能を中心としたにぎわいのある都市機能の集積を図ります。

- 府中駅周辺地区

② 地域拠点

地域の身近な利便性を高めるため、次の地区を「地域拠点」と位置づけ、地域の持つ多様な資源を生かし、地域住民の生活に密着した商業、業務、サービス機能の集積や安全で快適な居住環境の整備を図

資料 2 - 2

ります。

- 府中本町駅周辺地区
- 東府中駅周辺地区
- 分倍河原駅周辺地区
- 多磨駅周辺地区
- 多磨霊園駅周辺地区
- 是政駅周辺地区
- 中河原駅周辺地区
- 西府駅周辺地区
- 北山町地区
- 是政六丁目地区

③ 総合文化・レクリエーション拠点

本市の文化性を高めるため、次の地区を「総合文化・レクリエーション拠点」と位置づけ、既存施設の有効活用と計画的な施設整備を図ります。

- 郷土の森博物館周辺地区
- 府中の森公園周辺地区

④ 学園拠点

学園拠点としてのイメージを高めるため、次の地区を「学園拠点」と位置づけ、既存の緑やオープンスペースの保全を図り、大学の専門性を生かした地域が連携する拠点形成を図ります。

- 東京農工大学周辺地区
- 東京外国語大学周辺地区

⑤ 緑の拠点

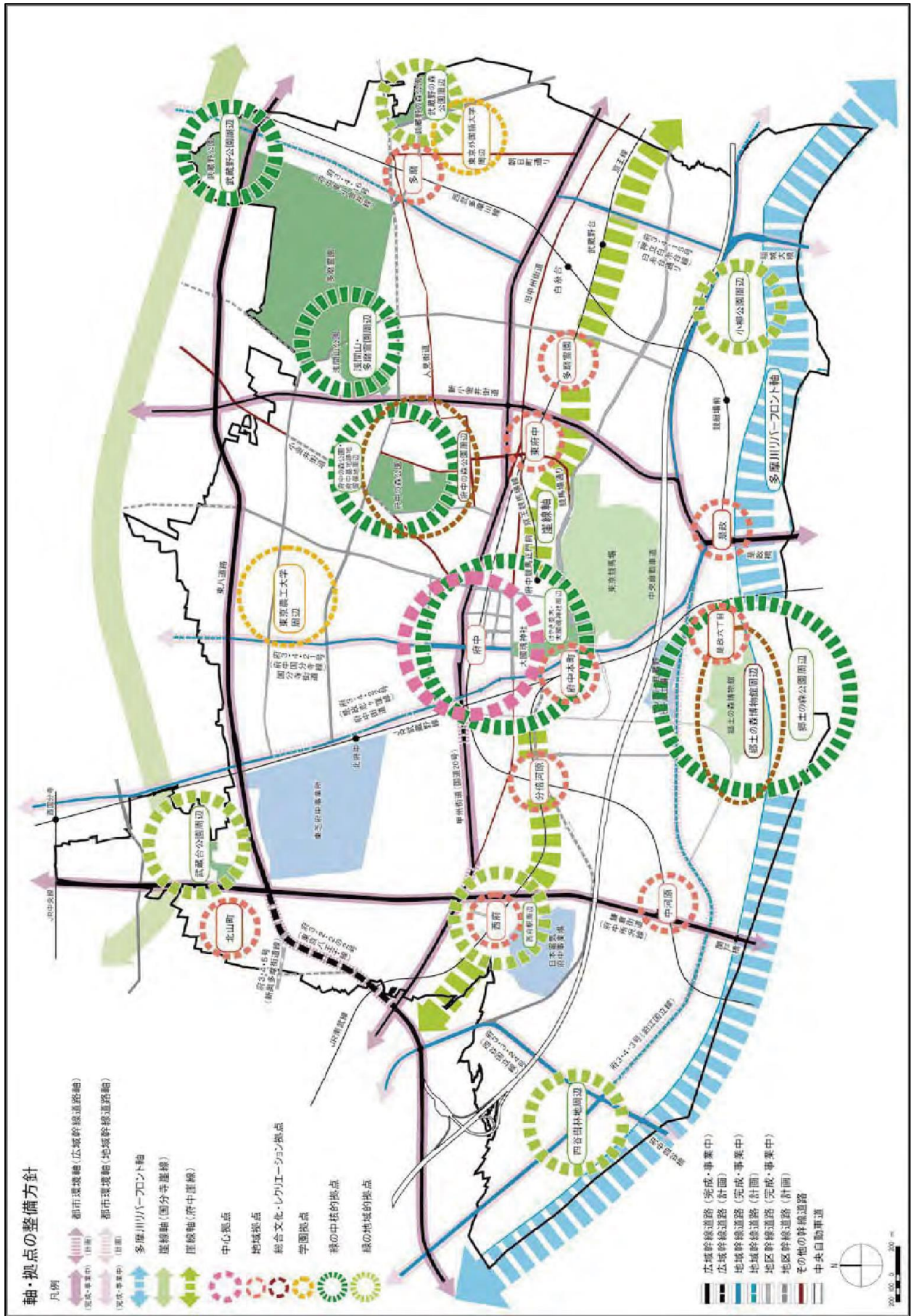
本市固有の緑の美しさや緑の身近さを守るため、次の地区を「緑の拠点」と位置づけ、緑地の一体的な保全と適切な周辺整備を促進します。

〈中核的拠点〉

- 郷土の森公園周辺地区
- けやき並木・大國魂神社周辺地区
- 府中の森公園・府中基地跡地留保地周辺地区
- 浅間山・多磨霊園周辺地区
- 武蔵野公園周辺地区

〈地域的拠点〉

- 武蔵台公園周辺地区
- 西府駅周辺地区
- 四谷樹林地周辺地区
- 小柳公園周辺地区
- 武蔵野の森公園周辺地区



資料 2 - 2

2 土地利用方針

本市の地域特性を生かしつつ、活発なまちづくりと潤いのある環境づくりの調和を図るため、市域の土地利用の基本的な方針を、長期的かつ総合的な視点から示します。

① 低密度住宅ゾーン

低密度住宅ゾーンでは、戸建ての低層住宅地を主体に落ち着いた雰囲気を持った良好な居住環境の形成を誘導します。また、生産緑地をはじめとする都市農地の保全に努め、農地と共存した良好な居住環境の形成を誘導します。

② 中密度住宅ゾーン

中密度住宅ゾーンでは、低層住宅と中高層住宅が調和した良好な居住環境の形成を誘導します。

③ 商業・業務・サービスゾーン

商業・業務・サービスゾーンでは、商業、業務、サービス機能を中心とした都市機能が集積した、にぎわいと活力のある質の高い都市環境の形成を誘導します。

④ 近隣商業ゾーン

近隣商業ゾーンでは、地域の持つ多様な資源を生かし、地域住民の生活に密着した商業、業務、サービス機能と都市型住宅の調和する土地利用を誘導します。

⑤ 幹線道路沿道ゾーン

幹線道路沿道ゾーンでは、都市環境軸として、周辺住宅地の居住環境に配慮した、良好な景観とゆたかな緑を確保するとともに、周辺の地域特性に応じた、商業、業務、サービス機能と都市型住宅が調和する土地利用を誘導します。

⑥ 都市型産業ゾーン

大規模事業所が立地する都市型産業ゾーンでは、周辺地区との調和・共存を図り、都市型産業を保全・育成する土地利用を誘導します。

⑦ 住工共存ゾーン

中小規模の事業所と住宅の混在化が進む住工共存ゾーンでは、産業機能と居住機能との調和・共存を図る土地利用を誘導します。

⑧ スポーツ・レクリエーションゾーン

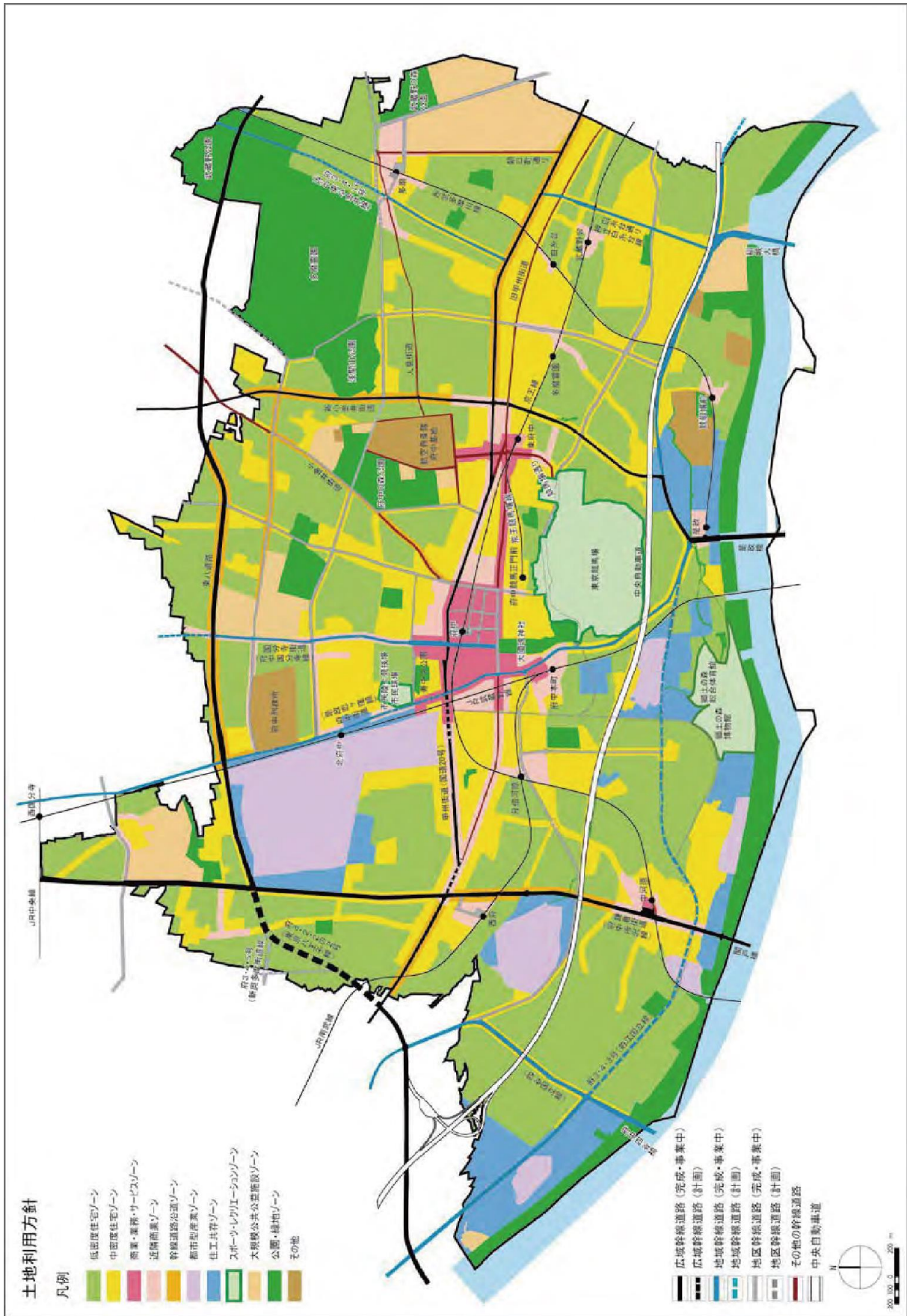
スポーツ・レクリエーションゾーンでは、ゾーン内に立地するスポーツ・レクリエーション施設（郷土の森公園、市民球場、東京競馬場など）の機能の維持、向上を促進します。

⑨ 大規模公共公益施設ゾーン

大規模公共公益施設ゾーンでは、緑やオープンスペースの維持、向上を図るとともに、各種の公共公益機能が市民生活の向上や広域的な市のポテンシャル向上に貢献するよう、機能の維持、向上と市のまちづくりにおける連携を促進します。

⑩ 公園・緑地ゾーン

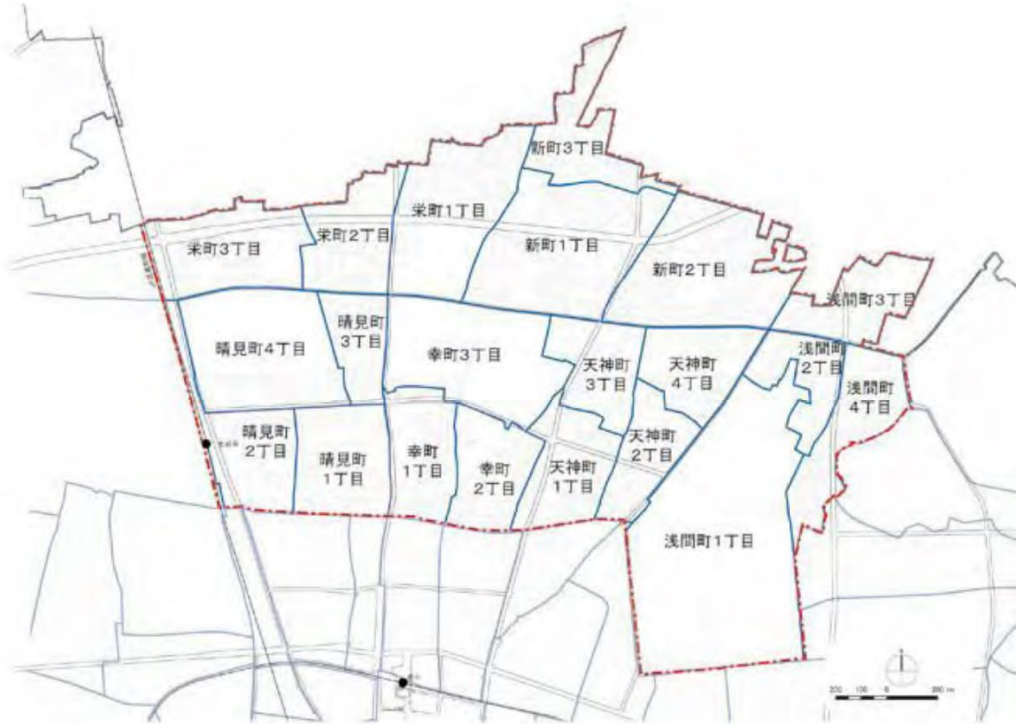
公園・緑地ゾーンでは、公園・緑地の整備や機能の維持、向上を促進します。



資料 2 - 2

- 地域別まちづくり方針（地域別構想）第3地域まちづくり方針（89-106 ページより抜粋）

Ⅲ - 3 第3地域まちづくり方針



範囲	浅間町全域、天神町全域、新町全域、幸町全域、晴見町全域、栄町全域
面積	約394ha

1 地域の現況と課題

(1) 地域の概要

●市街地環境の特性

- ・ 府中市北部の立川段丘に位置し、J R 中央線に近く、比較的早くから市街化された地域です。東京農工大学、府中刑務所、航空自衛隊府中基地など公共公益施設が立地しているほか、府中の森公園などの緑地があります。それ以外の大部分は低層住宅地です。

●人口・世帯の動向

- ・ 住民基本台帳に基づく平成 21 年 4 月 1 日現在の人口は約 40,000 人、世帯数は約 17,800 世帯、人口密度は約 101.3 人/ha と、市平均 82.7 人/ha より高くなっています。
- ・ 人口動向としては、平成 16 年からの 5 年間で約 0.8% の減少となっています。
- ・ 65 歳以上の高齢者人口は約 20.4% と市平均 18.9% より高く、15 歳未満の人口は約 14.0% と市平均 14.0% と同程度となっています。

●生活環境の特性

- ・ 平成 21 年 4 月 1 日現在、約 24.4ha の公園があり、1 人当たりの公園面積は約 6.1 m² となっており、市平均 7.4 m² を下回っています。

(2) 市街地整備の現況と課題

●住宅地

- ・ 比較的早くから市街化された地域では、狭あい道路が多く木造住宅が密集する地域があり、居住環境や防災上の課題があります。
- ・ 敷地の細分化が進み、建築敷地面積の狭小化が課題となっています。
- ・ 用途地域による建築規制では、低層住宅地のなかに中高層住宅が混在化する地域があり、低層住宅と中高層住宅の計画的な共存に向けた建築のルールづくりが必要です。
- ・ 学校施設等の公共施設の緑やオープンスペース、生産緑地などの都市農地を生かした、ゆとりのあるまちの保全が必要です。

●駅周辺・幹線道路沿道

- ・ 誰もが気軽に徒歩や自転車で行ける商業機能の維持、確保のため、府 3・4・2 1 号（府中国分寺線）沿道や北府中駅周辺、晴見町商店街などの商業活性化が求められています。
- ・ 防災上の安全性確保やまち並みの景観形成の観点から、幹線道路沿道のまちづくりのルールを検討していく必要があります。

●府中基地跡地留保地

- ・ 府中基地跡地留保地の開発に際しては、緑の保全、魅力ある景観形成など周辺との調和に配慮したまちづくりを進める必要があります。

●浅間山公園周辺

- ・ 浅間山の自然環境を保全し、浅間山からの眺望にも配慮した、まちづくりのルールが必要です。

(3) 道路・交通の現況と課題

●幹線道路

- ・ 府3・4・21号（府中国分寺線）の東八道路以北部分の未整備区間は、歩道が狭く自転車と歩行者の通行が交錯し危険なため、早期整備が必要です。
- ・ 府中街道の拡幅整備が未施工の区間や、美術館通りの延伸について、早期整備が望まれます。
- ・ 小金井街道、東八道路、いちよう通り、学園通り及び浅間山通りの歩行者、自転車の安全性に配慮した歩道などの改善、街路樹の適切な維持管理並びに交通安全対策が必要です。

●生活道路

- ・ 府中基地跡地留保地周辺は、基地跡地が地域を分断しており、特に東西方向のアクセスが悪く、留保地北側及び東側の住宅地では、生活道路のネットワークが十分に形成されていない部分があります。
- ・ 安全な歩行空間が確保されていない通学路等については、拡幅整備や隅切り等の安全対策が必要です。

●公共交通

- ・ 北府中駅では、駅構外から改札階までのバリアフリー化がされていません。
- ・ ちゅうバスの朝夕の増便等の検討や、利用しやすいバス停への改善が必要です。

(4) 公園・緑地等の現況と課題

●公園・緑地

- ・ 府中基地跡地留保地の公園整備に際しては、既存の樹木の保全、活用を図りながら、平和の森公園、都立府中の森公園、都立浅間山公園、都立武蔵野公園など、周辺公園との機能分担を考慮しながら、整備内容を検討していく必要があります。
- ・ 市と市民が協働して公園の整備、改善、維持管理する仕組みをつくる必要があります。

●水と緑の環境

- ・ ムサシノキスゲなど浅間山の貴重な自然環境の保全と、市民による保全活動への支援が必要です。
- ・ 学校施設の校庭の芝生化など、公共施設の緑化を充実していく必要があります。
- ・ 歩行空間の安全性や防犯性、沿道の景観にも配慮した街路樹の維持管理が必要です。
- ・ 市の名木や古木の維持や保全は、所有者だけの努力には限界があり、市と市民が協力して維持や保全を行う仕組みの検討が必要です。
- ・ 農地の保全、活用及び農業振興の充実が求められています。

(5) 景観の観点からみたまちの現況と課題

●浅間山周辺

- ・ 浅間山の緑との連続性や浅間山の眺望を保全するための、周辺の景観形成への取り組みが必要であるとともに、富士見百景として、浅間山からの眺望にも配慮する必要があります。

資料 2 - 2

●幹線道路沿道

- ・ 建物の形態、配置など、まちづくりのルールによって、調和のあるまち並みを形成していく必要があります。

●住宅地

- ・ 敷地の細分化の防止など、ゆとりのある落ち着いた住宅地のまち並みを維持、保全するルールづくりが必要です。

●府中基地跡地留保地

- ・ 府中基地跡地留保地の利用に際しては、周辺住宅地との景観の調和に配慮した、建物や敷地の整備が必要です。

(6) 防災の観点から見たまちの現況と課題

●市街地の状況

- ・ 木造住宅の密集する狭あい道路が多い地域では、災害時に消防車等の緊急車両の進入が困難なことが懸念されており、狭あい道路の拡幅、木造住宅の耐震化等の改善が必要です。

●避難場所・避難体制

- ・ 避難経路となる道路沿道の安全性を確保していく必要があります。
- ・ 新たな人口の増加に対応した、避難所における防災備蓄の検討が必要です。
- ・ 広域避難場所に指定されている東京農工大学について、避難に際しての人口、敷地内のバリアフリー化が必要です。
- ・ 災害時に市と地域の組織が連携できるよう、協力体制づくりが必要です。
- ・ 避難場所や避難経路、防災設備の設置場所等、防災についての市民への情報提供の充実が必要です。

(7) 防災の観点から見たまちの現況と課題

●道路・公共施設

- ・ 小金井街道、いちょう通り、美術館通りなどの幹線道路の歩行空間の改善や、幹線道路沿道の店舗、学校のバリアフリー化が必要です。

2 地域の将来像及びまちづくりの目標

(1) 緑ゆたかでゆとりある住宅地を中心としたまち

- ・ 落ち着いた住宅地のまち並みと、府中の森公園や浅間山をはじめとする多くの緑を保全します。
- ・ 災害に強いまちを目指すため、緑ゆたかでゆとりのある、落ち着いた住宅地のまち並みを守ります。

(2) 多世代コミュニティがつくるまち

- ・ 多世代が力を出し合い支え合って、地域のコミュニティ活動が活発に行われる、活気のあるまちを目指します。
- ・ 安心して子どもを育てられ、歳をとっても住み続けることができる、福祉が充実したまちを目指します。
- ・ 地域に学校施設が多く立地していることを踏まえ、学生などの若い世代と一緒に、まちづくりに取り組める環境をつくります。

(3) 市民主体でつくるまち

- ・ 住みよい魅力的なまちにしていくため、市民主体のまちづくりを支援します。



コスモアベニュー府中幸町景観協定

3 まちづくり方針

3-1 市街地整備方針

(1) 緑ゆたかでゆとりある住宅地の保全・形成

●良好な居住環境の保全

- ・ 低層住宅地におけるまちづくりのルールを定め、ゆとりのある良好な居住環境を保全します。
- ・ 生活道路の改善整備が必要な低層住宅地では、建替えに際して、狭あい道路の拡幅整備を進めます。
- ・ 古くからの市街地で、狭あい道路が多く木造住宅が密集する地区においては、耐震改修や不燃化を促進します。

●中高層系用途地域における低層住宅地との調和

- ・ 低層住宅地のなかに中高層住宅が混在化する可能性のある地区では、地区特性に応じて、既存の周辺住宅地との調和を図るよう、まちづくりのルールを定めます。
- ・ 大規模な土地が新たに開発される際は、地域の特性を踏まえ、周辺環境に配慮した開発事業となるよう誘導します。

●農地と調和した住宅地

- ・ 農地の保全に努めるとともに、農地の隣で開発をする場合には、農地に影響を及ぼさないような配慮を求めます。
- ・ 農地が開発される場合には、緑が多くゆとりのある開発となるよう誘導します。

●大規模集合住宅の建替え

- ・ 団地などの将来予想される中高層集合住宅の建替えに際して、周辺環境への配慮など、事前に検討をします。

●府中の森芸術劇場周辺

- ・ 府中の森芸術劇場周辺については、建替えを見据えたまちづくりのルールを検討します。

(2) 幹線道路沿道の土地利用

●府3・4・21号沿道の土地利用

- ・ 東八道路以北の府3・4・21号（府中国分寺線）の整備に際しては、沿道の土地利用やまち並みのあり方などを検討します。

●沿道の居住環境に配慮したまちづくりのルール

- ・ 幹線道路沿道の土地利用は、沿道の特性を踏まえ、居住環境の保全や防災性の向上、景観形成に配慮した地区ごとのルールづくりを進めます。

(3) 地域住民の生活を支える身近な商業の活性化

●商店街活性化の推進

- ・ 誰もが気軽に徒歩や自転車で行ける商業機能の維持、確保のため、北府中駅周辺、国分寺街道沿道、晴見町商店街などにおいて商業活性化を進めます。

●商店街活性化の支援

- ・ 商店街機能の向上やまち並みの維持を図るルールづくり、福祉と連携した新しいサービス展開など、商店街の自主的な取り組みに対して支援します。

(4) 府中基地跡地留保地の土地利用

●府中基地跡地留保地

ゆたかな緑の自然環境や、近接する芸術、文化機能の立地を生かし、研究開発機能、居住機能、自然環境が調和する、魅力ある景観形成に配慮したまちづくりを図るため、計画的な土地利用を進めます。

・ 住宅ゾーン

周辺の緑ゆたかな自然環境や、芸術、文化施設と隣接する低層住宅地の環境と調和した、ゆとりと潤いのある居住環境を有する住宅地の形成を誘導します。

・ 研究施設ゾーン

既存樹木を可能な限り保全、活用して、敷地の周囲に緑地などのオープンスペースを十分に確保し、緑ゆたかな景観形成を図ります。さらに、住宅地及び公園との調和、共生を図るため、住宅地との緩衝空間となる、安全で快適な道路空間及びゆたかな沿道緑地帯などを配置し、施設建築物については、周辺の低層戸建住宅地の環境との調和やまち並みの形成に配慮した適切な形態とします。

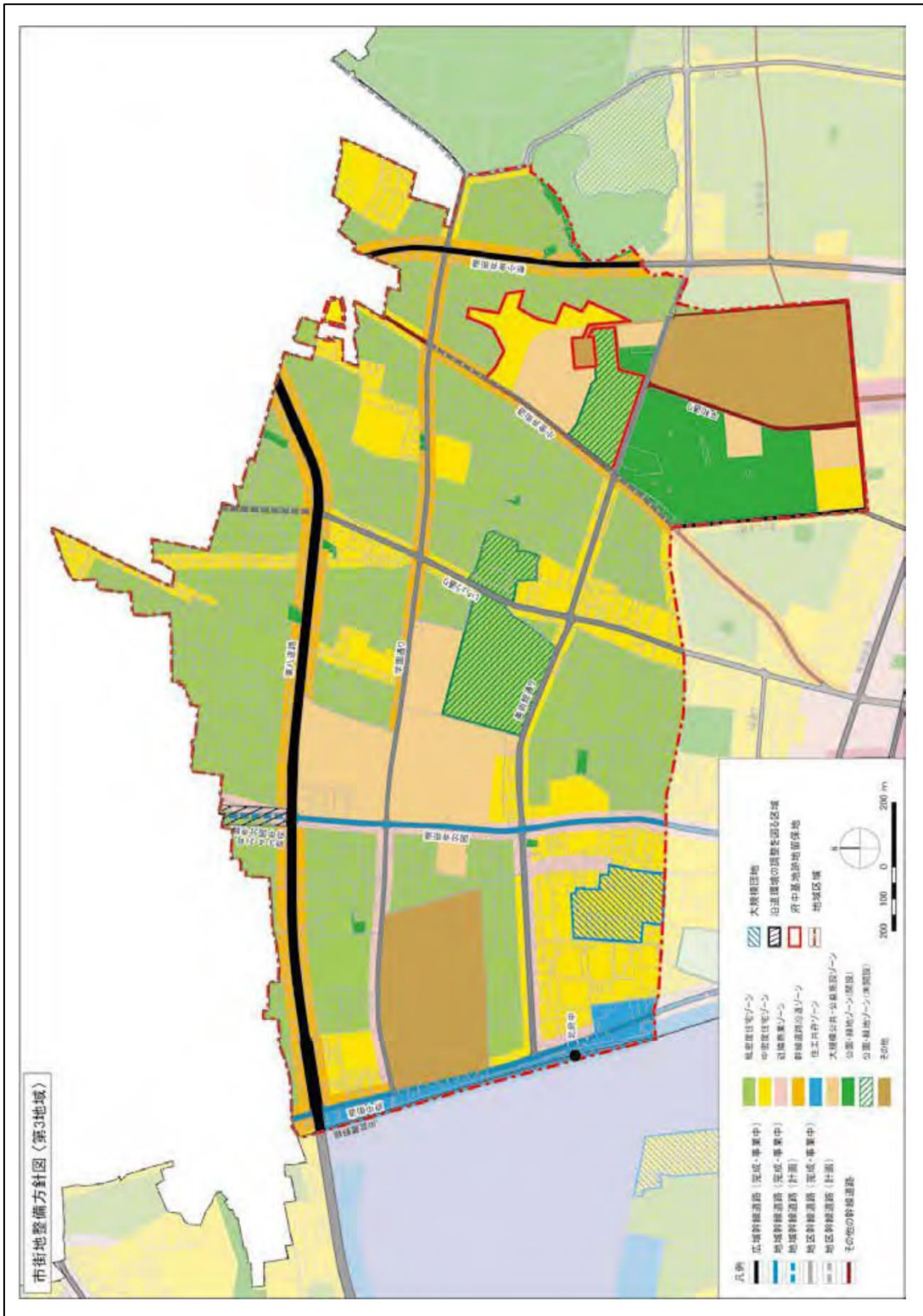
・ 公園緑地ゾーン

既存公園や文化施設の機能との連携を強化し、水と緑のネットワークにおける緑の中核的な拠点としての施設整備などとともに、住宅ゾーン、研究ゾーン及び府中の森公園との土地利用の調和を図り、既存樹木を活用した公園整備を行います。

(5) 浅間山を生かした土地利用

●浅間山周辺

- ・ 浅間山と調和したまち並みを形成し、環境や景観に配慮した快適なまちづくりを進めていくよう、適切な土地利用を誘導します。
- ・ 新小金井街道沿道では、浅間山の緑に配慮した沿道景観の形成を図り、都市部の貴重な緑として残っている農地の保全、活用を図ります。
- ・ 低層住宅が広がる地区では、戸建て住宅や小規模の共同住宅を基本とした、緑あふれる居住環境を維持、保全します。



3 - 2 道路・交通の整備方針

(1) 幹線道路の整備

① 広域幹線道路

●歩行者・自転車の安全性に配慮した東八道路の改善

- ・ 歩行者、自転車が共に安心して利用できる空間を確保するため、電線類の地中化や適切な街路樹の維持管理に努めます。

② 地域幹線道路・地区幹線道路

●府3・4・21号の早期整備

- ・ 府3・4・21号（府中国分寺線）の未整備部分の早期整備を促進します。

●府中街道の整備

- ・ 府中街道の拡幅整備未整備区間について、整備を促進します。

●府中基地跡地の土地利用に伴う小金井街道の改善

- ・ 府中基地跡地の開発事業に合わせ、小金井街道沿道に歩道状空地を確保し、バリアフリー化を行い、環境に配慮した整備を行います。

●地域幹線道路・地区幹線道路の改善

- ・ いちよう通りをはじめとする地域幹線道路、地区幹線道路については、歩行者と自転車交通の安全性を確保するために、歩行者、自転車が共に安心して利用できる道路とします。

●美術館通りの延伸整備・バリアフリー化

- ・ 府中基地跡地周辺の東西方向のアクセス改善に向けて、美術館通りの延伸整備を促進します。
- ・ 高齢者や子どもなど、誰もが歩きやすく親しみやすいよう、バリアフリー化を図ります。

●浅間山通りにおける交通安全対策の強化

- ・ 浅間山の北側のカーブは見通しが悪く、勾配があり危険なため、交通安全対策の強化を図ります。

●安全性・快適性に配慮した学園通りの整備

- ・ 街路樹の定期的な維持管理を行い、歩行空間の確保や防犯等に配慮した整備改善に努めます。

(2) 生活道路の整備

① 主要な生活道路

●街路樹の適切な維持管理

- ・ 歩行者や自転車の安全な通行空間を確保するため、通行の支障となる枝葉の剪定等、適切な維持管理について、市民と協働で取り組める仕組みを検討します。

●富士見通りのバリアフリー化

- ・ 誰もが歩きやすく、親しみやすいよう、バリアフリー化を図ります。

資料 2 - 2

② 生活道路

●歩行者・自転車の安全対策

- ・ 主要な交差点については、信号機の設置、交差点の隅切り整備、交差点のカラー舗装などの交通安全対策を進めます。
- ・ 共同溝の設置が可能な道路については、電線類の地中化を検討します。
- ・ 街路灯の適切な設置を進めます。

●生活道路のネットワークの形成

- ・ 府中基地跡地周辺の北側及び東側の住宅地では、生活道路のネットワークが未形成であることから、府中基地跡地の利用に際して、生活道路網の整備、改善を促進します。

●狭あい道路の拡幅整備の推進

- ・ 狭あい道路については、土地所有者の理解と協力を求め、「狭あい道路拡幅整備事業」により、沿道の建物の建替えに際して、道路中心線から2mの後退整備、角地の隅切り整備を進めます。

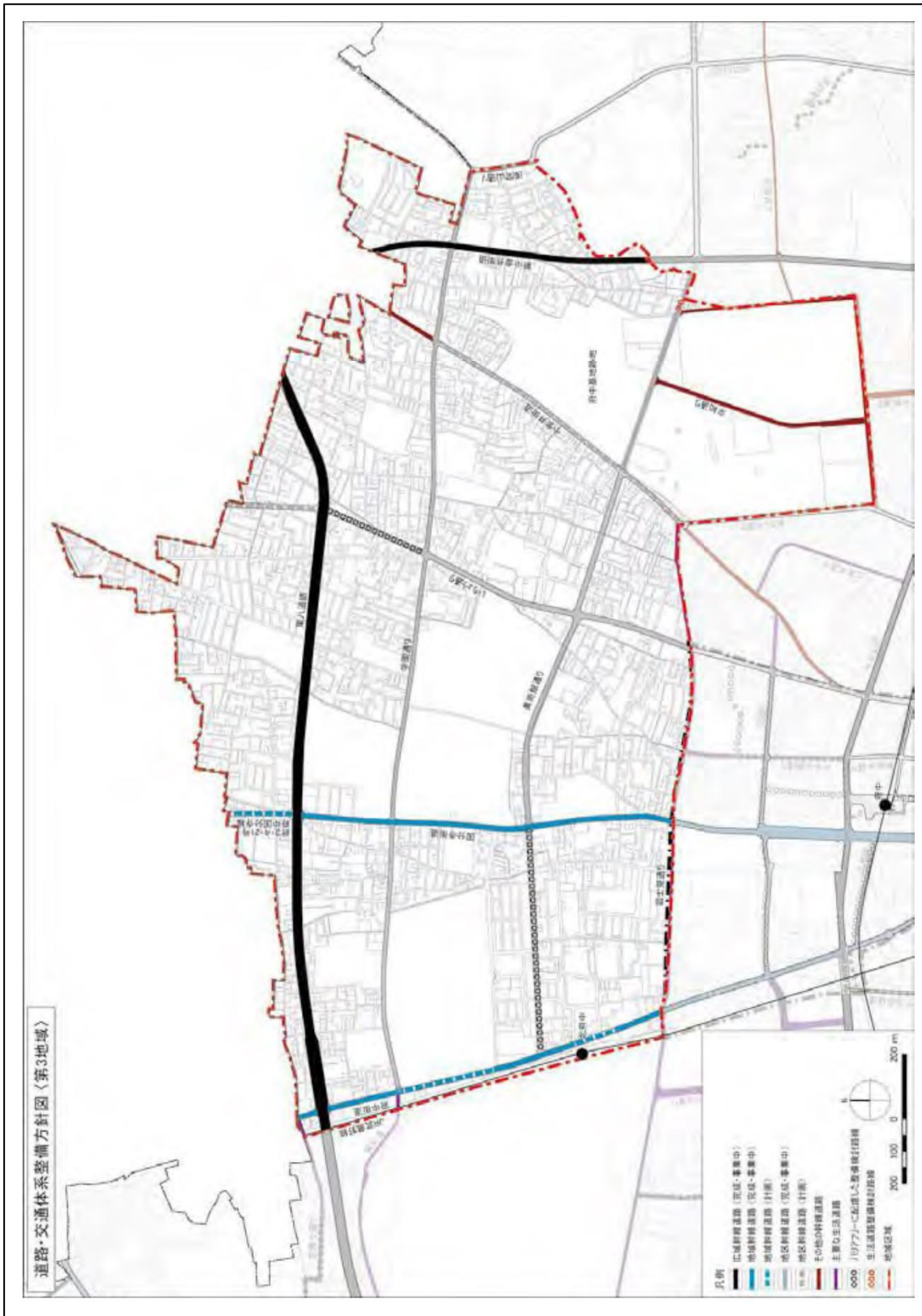
●生活道路への通過車両の流入抑制

- ・ 東八道路から生活道路への通過車両の流入の抑制を図るとともに、生活道路における歩行者の安全対策を図ります。

(3) 公共交通等の充実

① 鉄道

- ・ 北府中駅周辺はバリアフリー化整備を促進します。



3-3 公園・緑地等の整備方針

(1) 公園・緑地等の整備

●既存公園等の維持管理・改善

- ・ 既存の公園、緑地等については、安全、安心で、誰もが快適に利用できる施設とするために、周辺住民の協力を得て、維持管理、改善に努めます。

●新たな公園等の整備

- ・ 新たな公園を整備する際には、地域住民の意見を取り入れ特色ある公園整備を進めます。
- ・ 公園の特性に応じて、市民との協働による管理、運営の仕組みづくりを進めます。
- ・ 新町や栄町の幹線道路沿いなどの、身近にまとまった公園が少ない区域では、新たな公園整備に努めます。
- ・ 開発事業にあわせて公園を整備する際には、水と緑のネットワーク（既存の公園、緑道、遊歩道等）との連続性に配慮した配置、整備をします。
- ・ 府中基地跡地留保地の公園緑地ゾーンについては、現状の樹林地を生かし、隣接する府中の森公園や文化施設などと、一体となった緑ゆたかな公園として整備をします。
- ・ 公園に配置する機能や維持管理、運営の方法について、市民の意見や意向を踏まえ、市民と協働で公園を整備します。

(2) 緑のまちづくり（緑の保全と創出）

●公共公益施設・道路の緑化

- ・ 小中学校の校庭の芝生化など、公共施設の敷地の緑化を積極的に進めます。
- ・ 街路樹について、沿道住民等との協働により、適切な維持管理に努めます。
- ・ 街路樹の樹種選定や植栽環境の整備、維持管理は、樹種の特徴や周辺状況に配慮します。

●民有地の緑化

- ・ 市民の緑化への意識を高めるため、市民花壇の設置など市民主導の緑化活動を支援します。
- ・ 府中の名木百選に選定された名木や保存樹木に指定された樹木については、所有者、市及び市民が協力して保全、維持管理する新たな仕組みを検討します。
- ・ 樹林地については、保存樹林制度や市民緑地制度等により積極的な保全と活用を検討します。
- ・ 開発事業を行う際に、開発区域内に樹木がある場合は、積極的に保全します。
- ・ 住宅地においては、地区計画制度や建築協定、景観協定を活用して、住宅地の緑化を進めます。
- ・ 剪定により生じる枝葉について、回収や資源化を検討します。

●都市農地の保全

- ・ 生産緑地の追加指定を行い、まとまった良好な営農環境を保全します。
- ・ 生産緑地を買取るための財源について検討します。
- ・ 農地の相続税改正について国に要請します。
- ・ 農地の保全への市民の理解と参加を促すため、市民農園、体験型農園、学校農園、援農ボランティアの育成など様々な機会を通して、農業の役割や必要性について周知を図ります。

資料 2 - 2

- ・ 高齢化や相続等の理由で耕作が十分にできない農地の有効活用を図るための仕組みを検討します。
- ・ 教育活動を通して市民の緑の保全意識を啓発するため、研究機関の協力を得て、緑の保全活動を推進します。

(3) 水と緑のネットワーク形成（緑の拠点・水と緑の軸の形成）

●浅間山公園周辺

- ・ 環境保全活動に取り組む市民団体や関係機関、東京都と協力し、浅間山公園の植生や生物などの自然環境の保全を図ります。
- ・ 環境保全活動に取り組む市民団体に対して、支援体制づくりを進めます。
- ・ 湧水の保全のため、雨水の地下浸透を推進します。

●府中基地跡地留保地周辺の緑の拠点の形成

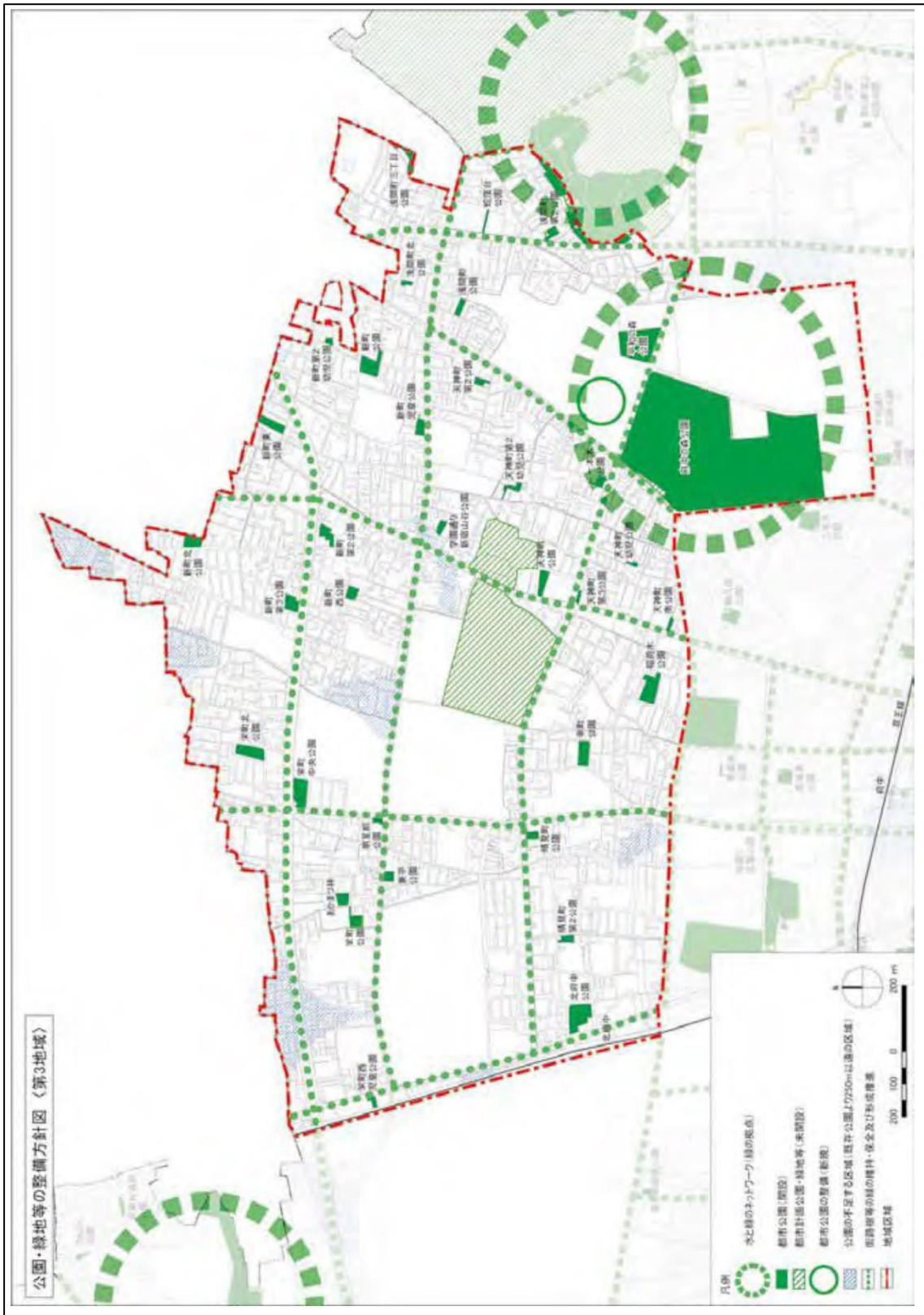
- ・ 府中基地跡地留保地に整備する公園は、府中の森公園、美術館通り、平和の森公園、浅間山公園、多磨霊園等とのネットワークを維持し、地域の緑の拠点となるよう整備します。

●幸町緑地（東京農工大学農地）の保全

- ・ 幸町緑地（東京農工大学農地）は、緑地としての保全を図ります。



府中の森公園



3-4 景観のまちづくり方針

(1) 浅間山周辺の景観づくり

●緑や自然環境と調和した景観

- ・ 周辺からの緑の眺望と、浅間山からの眺望を確保するため、浅間山周辺で建築する際には、周辺の景観に配慮した建築物の形態、配置とするよう誘導します。
- ・ 浅間山の緑と連続する緑のネットワークの形成を図るため、周辺の敷地内緑化や建築物の屋上、壁面緑化等を進めます。
- ・ 浅間山周辺で開発事業を行う際の緑化については、周辺の自然環境と調和する樹種等を選定します。
- ・ 浅間山の緑や自然環境との調和を図るため、周辺の建築物や広告物等の色彩を適切に誘導するとともに、建築物のスカイラインの調和を図ります。

(2) 幹線道路沿道の景観づくり

●東八道路の沿道景観

- ・ 沿道で建築する際は、街路樹と宅地内の緑との調和に配慮するとともに、後背にある住宅地の落ち着いた景観との調和に配慮した建物の形態、配置とします。

●学園通りの沿道景観

- ・ 沿道の街路樹や歩道空間の植栽に工夫を凝らし、緑地帯を十分に確保することにより、連続した緑ゆたかな良好な沿道景観を形成します。

(3) 住宅地等の景観づくり

●学園拠点周辺の景観

- ・ 東京農工大学周辺の開発事業は、緑地空間や低層住宅地との調和に配慮し、緑の多い落ち着いた景観形成を誘導します。

●住宅地の景観

- ・ 落ち着いたゆとりのある緑の多い景観を目指し、地区特性に応じたまちづくりのルールを検討するとともに、宅地開発を行う場合は、周辺との調和を図り、より良い居住環境を形成します。

●歴史ある景観づくり

- ・ 国分寺史跡の武蔵国分寺参道口跡周辺においては、歴史あるまち並みに配慮した景観とします。

(4) 府中基地跡地の景観づくり

●府中基地跡地留保地の景観

- ・ 府中基地跡地留保地の開発に際しては、周辺と調和した緑の多いまち並みの形成を図ります。

3-5 防災のまちづくり方針

(1) 災害に強い市街地整備

●木造住宅市街地の防災性の向上

- ・ 浅間町 2、4 丁目、天神町 1、2、4 丁目、新町 1、3 丁目、幸町 1 丁目、晴見町 3 丁目及び栄町 2 丁目周辺については、地震時における建物の倒壊に備え、耐震診断、耐震改修を促進し、市街地の防災性の向上を図ります。
- ・ 天神町 2、4 丁目、新町 1、3 丁目、晴見町 1、3 丁目及び栄町 1 丁目周辺については、地震時に発生する出火による建物の延焼被害に備え、不燃化建替えを促進し、市街地の防災性の向上を図ります。

●ゆとりのある市街地環境による防災性の向上

- ・ 市街地に残る農地や府中基地跡地の公園の樹林地等の保全を図るとともに、延焼遮断帯としての機能を高めます。
- ・ 敷地の細分化の抑制を図り、建物の密集化による延焼被害を防ぎます。

●公共建築物等の耐震性の向上

- ・ 公共建築物等の防災上重要な建築物の不燃化、耐震化を進めます。

●災害時に重要な役割を担う道路沿道の防災性の向上

- ・ 緊急輸送路線等、大災害時に避難や緊急車両の通行において重要な役割を担う道路の沿道については、建物の不燃化、耐震化を進めます。

●安全な避難経路の確保

- ・ 新町、栄町及び天神町 1、2、4 丁目周辺などは狭あい道路が多く、住宅が密集した市街地について、狭あい道路の拡幅整備を進めます。
- ・ 一時集合場所(小中学校校庭)、1、2 次避難所(小中学校等)及び広域避難場所(府中の森公園等)へ、安全かつ速やかに避難できるように、避難路の安全性の確保(ブロック塀の生け垣化等)を進めます。
- ・ 地域住民への防災意識を高めるとともに、円滑な避難行動ができるよう避難場所等の案内板などの充実を図ります。

●府中基地跡地留保地の防災機能の確保

- ・ 府中基地跡地留保地に新設する主要な道路については、災害時を考慮した整備を進めます。

(2) 避難所等の機能強化

●避難所等の応急設備の充実

- ・ 浅間中学校など避難所等においては、災害規模を想定した避難生活に必要な物資の備蓄を行うとともに、多目的貯水槽やマンホールトイレ等の応急設備の充実を図ります。

●防災施設の整備

- ・ 自主防災倉庫等の防災施設の整備を進めます。

3-6 福祉のまちづくり方針

(1) ユニバーサルデザインに配慮した道路・公園の推進

●道路

- ・ 府3・4・13号(天神町晴見線)、府3・4・18号(府中国分寺南口線)、府3・4・21号(府中国分寺線)、府3・4・22号(是政恋ヶ窪線)及び府3・5・17号(八幡宿天神町線)の整備に際しては、歩行空間のバリアフリー化を進めます。
- ・ 小金井街道、いちょう通り、美術館通り、浅間山通りなどの既存幹線道路や、富士見通り等主要な生活道路について、誰もが安心して歩ける道路とするために、各路線の状況に応じて歩行空間拡充の観点から改善整備を進めます。

●公園・緑道

- ・ 公園、緑道のバリアフリー化、ベンチなどの設置を進め、誰もが安心して利用できる環境を整えます。

(2) ユニバーサルデザインに配慮した交通施設の推進

●鉄道駅

- ・ 北府中駅周辺のバリアフリー化を促進します。

●バスやバス停留所周辺

- ・ 路線バスの超低床化、バス停の上屋及びベンチの設置など、高齢者、障害者及び子育て世帯等に配慮したバス関連施設の改善を促進します。

(3) ユニバーサルデザインに配慮した公共施設・住宅の推進

●公共施設・店舗等

- ・ 多数の人が出入りする施設(公共施設、店舗、集合住宅等)について、バリアフリー化を進めます。

●公営住宅

- ・ 公営住宅については、バリアフリー化を推進します。

府中市公共施設等総合管理計画
(平成 29 年 1 月) 抜粋

資料 2 - 2

● 公共施設等総合管理計画とは（1ページより抜粋）

第1章 公共施設等総合管理計画とは

1 背景

国は、全国的な公共施設等の老朽化への対策を大きな課題として捉え、公共施設等の戦略的な維持管理、更新等を推進するため、平成25年11月に「インフラ長寿命化基本計画」を策定しました。同基本計画は、厳しい財政状況の中、人口減少等による公共施設等の利用需要の変化が予想されることから、早急に国及び地方公共団体が、それぞれ公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行い、財政負担の軽減・平準化や、公共施設等の最適な配置を実現するため策定されたものです。

同基本計画では、公共施設等の維持管理や更新等に関する中長期的な方向性を明らかにする「行動計画」や、個別施設ごとの具体的な対応方針を定める「個別施設計画」を策定することが取組項目として掲げられています。また、地方公共団体の行動計画の策定期間について、平成28年度末までに完了することを目標としており、全ての公共施設等を地域の実情に応じて総合的かつ計画的に管理するため、国は、平成26年4月に地方公共団体に対して「公共施設等総合管理計画」の策定を要請しました。

本市では、この要請以前から公共施設等に係る課題を認識し、平成25年1月に「府中市インフラマネジメント計画」、平成26年8月に「第1次府中市公共施設マネジメント推進プラン」を策定し、公共施設マネジメント及びインフラマネジメントに計画的に取り組んできましたが、今回の国の要請を踏まえ、改めて本市の公共施設等の全体の現況や人口及び財政の状況を示し、課題を整理した上で、公共施設マネジメント及びインフラマネジメントに一体的に取り組むため、「府中市公共施設等総合管理計画」を定めるものです。

2 対象施設

本計画では、庁舎や学校などの公共建築物（以下「公共施設」といいます。）と、道路、橋りょう、公園、下水道などの都市基盤施設（以下「インフラ」といいます。）を対象とし、これらを合わせた対象施設を総称して「公共施設等」といいます。なお、市の所有施設のほか、市が借り受けて使用又は維持管理する施設等も対象とします。

図 1-2-1 対象施設



資料 2-2

● 公共施設等の現況及び将来見通し（3、4、5、12ページより抜粋）

第2章 公共施設等の現況及び将来見通し

1 公共施設等の現況

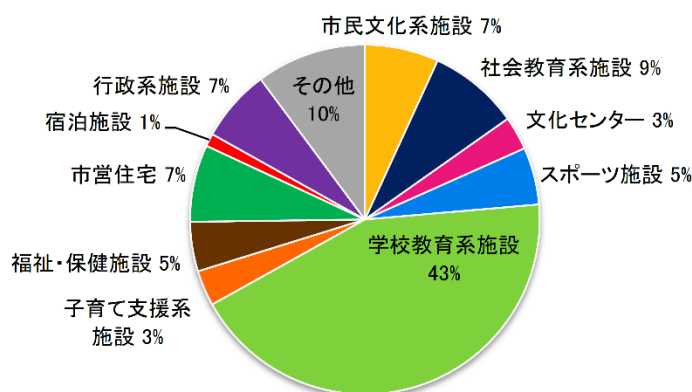
(1) 公共施設の現況

平成27年度末時点における本市の公共施設の総延床面積は、約64万平方メートルです。このうち、小学校や中学校などの学校教育系施設が約43パーセントと最も多くの割合を占めています。

表 2-1-1 対象公共施設

区分	市の施設
市民文化系施設	市民会館、府中の森芸術劇場 など
社会教育系施設	図書館、美術館、生涯学習センター など
文化センター	
スポーツ施設	体育館、プール、野球場 など
学校教育系施設	小学校、中学校、給食センター など
子育て支援系施設	保育所、幼稚園、学童クラブ など
福祉・保健施設	特別養護老人ホーム、保健センター など
市営住宅	
宿泊施設	市民保養所「やちほ」及び八ヶ岳府中山荘
行政系施設	庁舎、女性センター、リサイクルプラザ など
その他	府中の森市民聖苑、駐車場及び自転車駐車場

図 2-1-1 公共施設の延床面積内訳

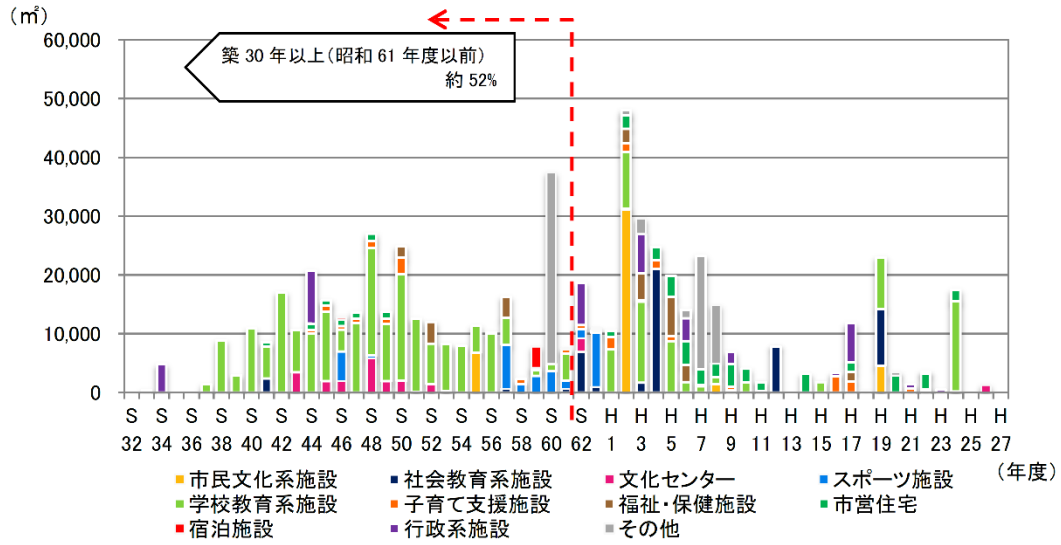


ア 整備状況

築年度別では、老朽化対策に一定の費用が必要となる築30年以上の建物が、約33万平方メートルあり、全施設の約52パーセントの割合を占めています。この割合は、今後急激に増加し、10年後には約78パーセント、20年後には約84パーセントを占める状況となります。このことから、今後、建物の安全性の確保、大規模改修、建替え等に多額の費用がかかることが見込まれます。

資料 2-2

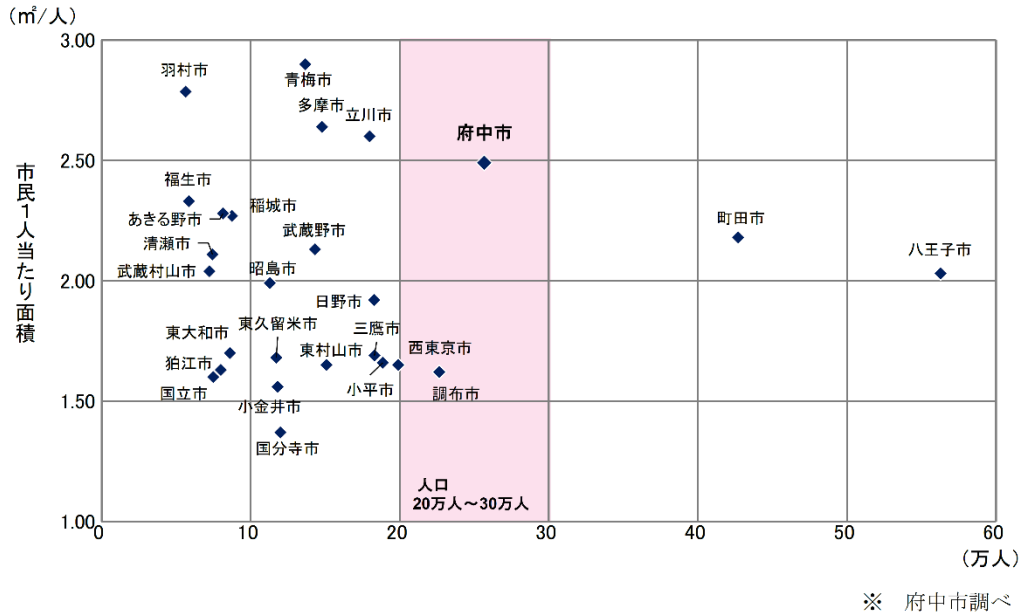
図 2-1-2 公共施設の整備状況



イ 近隣市との比較

本市の市民 1 人当たりの公共施設延床面積は、平成 24 年度時点では、2.54 平方メートルです。平成 27 年度には、近年の人口増加を要因として 0.05 平方メートル減少し、2.49 平方メートルとなりますが、近隣市と比較すると依然として高い値です。

図 2-1-3 市民 1 人当たりの公共施設延床面積の比較 (多摩地域 26 市)



資料 2 - 2

(2) インフラの現況

本市が管理するインフラの特徴は、地形が平坦であることと管理する河川がないことから、橋りょうが比較的少ないことが挙げられます。一方で、緑のまちづくりや安全安心のまちづくりの取組を進めてきたことから、街路樹、都市公園及び街路灯が多くあります。

また、公衆衛生の向上と水質保全のために公共下水道事業を推進し、昭和59年度までに普及率100パーセントを達成しています。

表 2-1-2 対象インフラ

施設項目	種別	数量	延長	面積	備考	
道路	車道	幹線市道	61 路線	88.472km	987,246 m ²	
		一般市道	2,361 路線	342.446km	1,679,207 m ²	
		合計	2,422 路線	430.918km	2,666,453 m ²	
	歩道	歩道舗装	371 路線	173.502km	—	
		植樹ます (89 路線)	1,867 か所	—	—	
道路附属物	標識	施設案内標識	803 基	—	—	
		警戒標識	283 基	—	—	
		その他標識	122 基	—	—	
		合計	1,208 基	—	—	
	街路灯	交通安全灯	7,176 基	—	—	
		防犯灯	10,360 基	—	—	
		合計	17,536 基	—	—	
	道路反射鏡	3,113 基	—	—		
	街路樹	10,488 本 (240 路線)	—	—		
	施設項目	種別	数量	延長	備考	
橋りょう	道路橋	21 橋	354m			
	歩道橋	15 橋	387m			
	合計	36 橋	741m			
立体横断施設	ペDESTリアンデッキ	2 橋	—	府中駅、府中本町駅、西府駅及び分倍河原駅付近		
	エレベーター	7 基	—			
	エスカレーター	4 基	—			
大型構造物	ボックスカルバート	10 か所	—			
	擁壁	15 か所	—			
	その他	1 か所	—			
	合計	26 か所	—			

資料 2 - 2

施設項目	種別	数量	面積	備考
公園緑地等	都市公園	274 か所	1,299,063 m ²	
	都市公園以外の公園 スポットパーク	35 か所	5,107 m ²	
	広場	40 か所	16,094 m ²	
	府中多摩川かぜのみち	1 か所	35,048 m ²	
	市立公園以外の管理地	46 か所	80,992 m ²	
	合計	396 か所	1,436,305 m ²	

施設項目	流域	区域面積	管きょ延長	備考
下水道	北多摩一号処理区	2,505.73ha	734,354m	
	野川処理区	219.47ha	18,054m	
	合計	2,725.20ha	752,409m	布設年度不明分を含む。

施設項目	種別	面積	備考
法定外公共物	赤道	87,105 m ²	
	水路	169,747 m ²	
	市有通路	52,585 m ²	

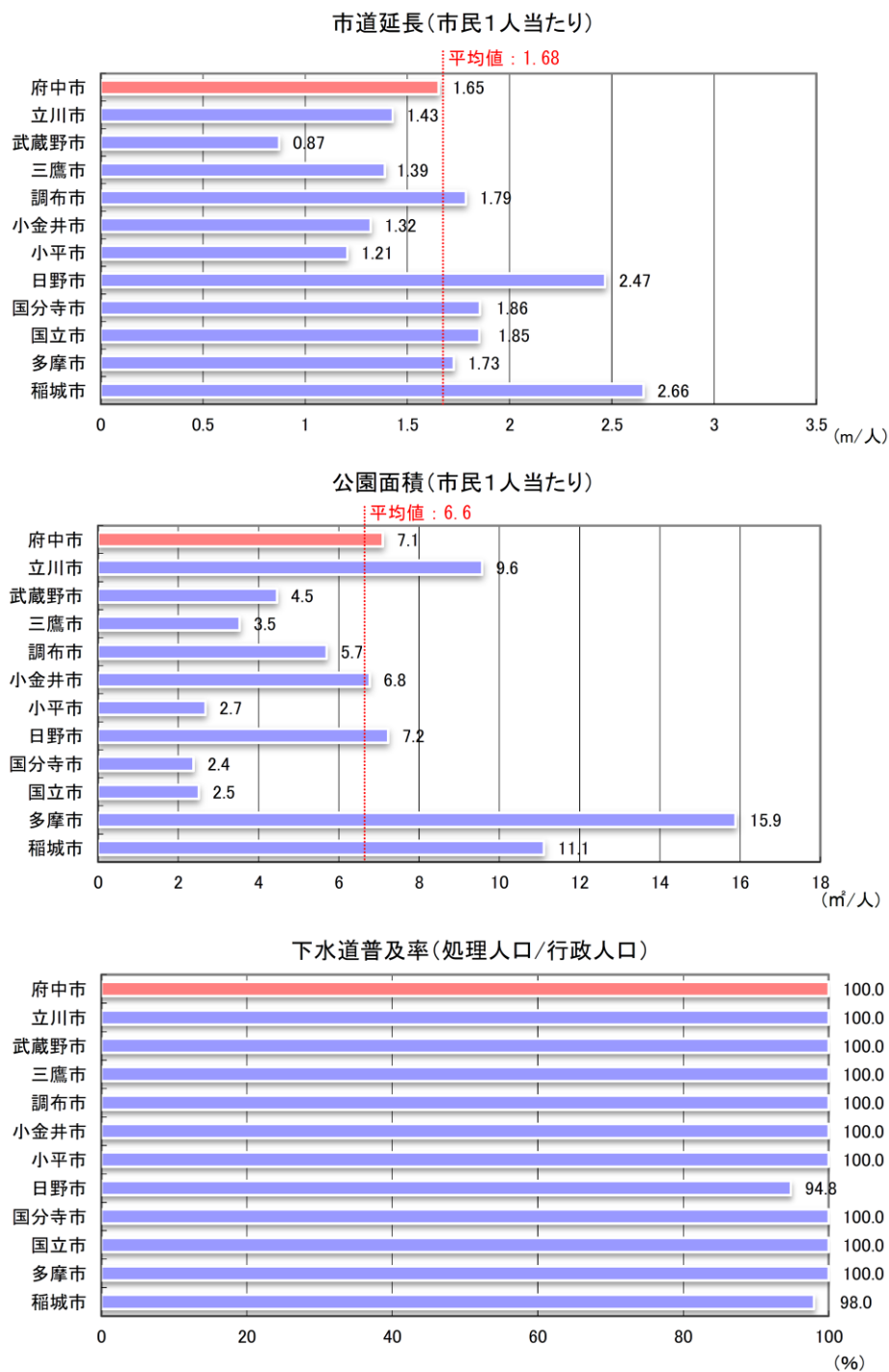
※平成27年度末時点（下水道については平成26年度末時点）の数量

資料 2-2

イ 近隣市比較

平成27年度の本市のインフラ総量を基に、近隣市とインフラ充足度を比較したところ、本市のインフラ充足度は、近隣市と比較して同等又は高い状況にあります。

図 2-1-11 市民1人当たりのインフラ充足度の比較



資料 2-2

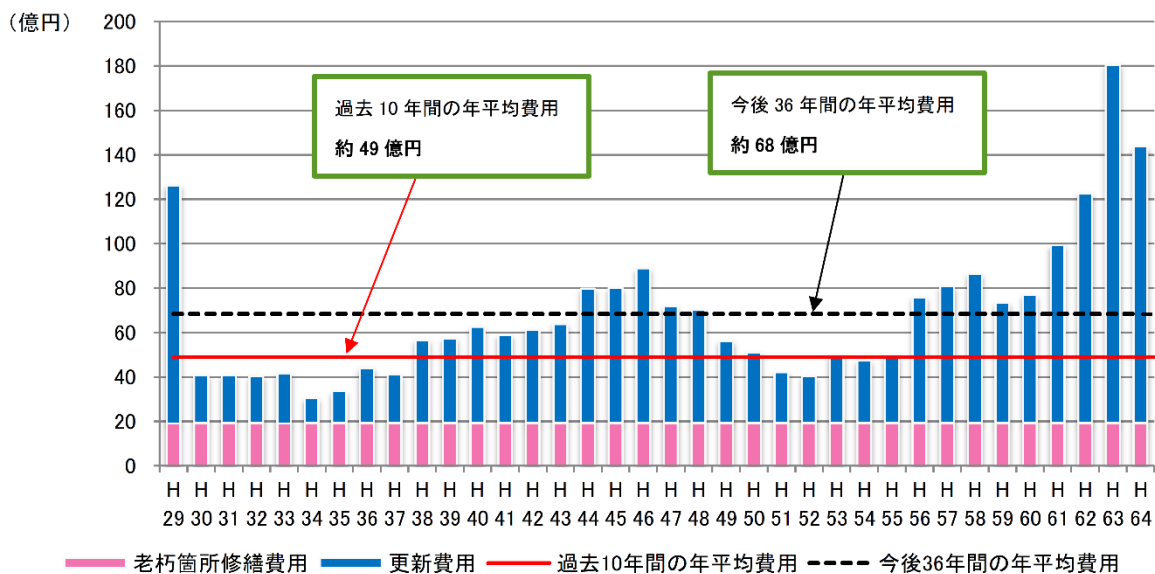
● 今後の公共施設に要する費用の資産（18 ページより抜粋）

(2) 今後の公共施設に要する費用の試算

平成 29 年度（2017 年度）から平成 64 年度（2052 年度）までの 36 年間に、公共施設の修繕に要する費用や、建替えや大規模改修といった更新に要する費用を試算すると、年平均約 68 億円となります。

平成 18 年度から平成 27 年度までの 10 年間に、公共施設の新規整備や既存施設の更新等に要した費用が、年平均約 49 億円であることから、年平均約 19 億円の不足が生じると見込まれます。

図 2-3-2 今後の公共施設に要する費用の試算結果



【試算条件】

- ・ 建替えに係る費用は、3 年間に振り分けることで平準化を図る。
- ・ 建築後 60 年が経過した施設から建替えを行う。ただし、平成 27 年度末時点で建替えが計画されている施設は、それぞれの建替え予定時期に費用を計上する。
- ・ 建替え後 30 年が経過した施設は、大規模改修を行う。
- ・ 平成 27 年度末時点で再編計画のある施設については、それぞれの予定時期に反映させる。
- ・ 老朽箇所の修繕費用は、これまでの各施設の対応に差があり、個別に算出することが困難なため、一律の単価（年 3,000 円/㎡）で算出し、毎年計上する。
- ・ 建替え及び大規模改修といった更新に必要な費用を算出するための単価は、総務省のホームページで公開されている更新費用試算ソフトの単価を踏まえて、次のとおり設定する。

表 2-3-1 公共施設の更新にかかる 1㎡当たり単価

施設群	建替え	大規模改修
市民文化系施設、社会教育系施設、文化センター及び行政系施設	40 万円/㎡	25 万円/㎡
福祉・保健施設、スポーツ施設、宿泊施設及びその他	36 万円/㎡	20 万円/㎡
学校教育系施設及び子育て支援系施設	33 万円/㎡	17 万円/㎡
市営住宅	28 万円/㎡	17 万円/㎡

資料 2 - 2

● 今後のインフラに要する費用の資産（19 ページより抜粋）

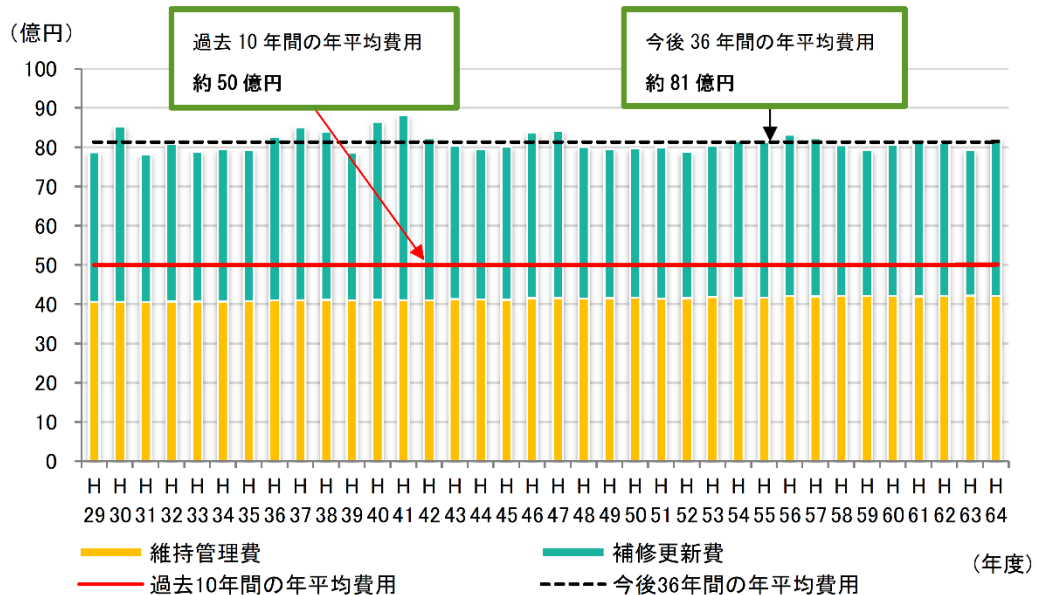
(3) 今後のインフラに要する費用の試算

平成 29 年度（2017 年度）から平成 64 年度（2052 年度）までの 36 年間に、現在保有するインフラの機能を維持していくために、日常の管理に要する費用や、施設の補修及び更新に要する費用を試算すると、年平均約 81 億円となります。

平成 18 年度から平成 27 年度までの 10 年間に、インフラに要した費用が年平均約 50 億円であることから、年平均約 31 億円の不足が生じると見込まれます。

なお、平成 29 年度（2017 年度）から平成 64 年度（2052 年度）までの 36 年間に要する費用は、特別会計である下水道を除いて試算すると、年平均約 24 億円となります。それに対し、平成 18 年度から平成 27 年度までの 10 年間に要した費用は、特別会計である下水道を除くと年平均約 19 億円であることから、年平均約 5 億円の不足が生じると見込まれます。

図 2-3-3 今後のインフラに要する費用の試算結果（維持管理費及び補修更新費）



【試算条件】

- ・費用の試算に当たっては、インフラが安全に機能する範囲で、現状を維持する上で必要な日常的な管理や工事、補修を行うことを前提とする。
- ・車道や街路樹などの費用の試算においては、一定の割合で数量が増加することを想定する。
- ・車道や橋りょうなどの補修更新費の試算においては、施設の種別ごとに設定した更新期間を考慮する。
- ・労務単価及び物価の上昇率は、含まないものとする。
- ・下水道の費用については、府中市下水道マスタープランで見通した、平成 23 年度から平成 52 年度（2040 年度）までの 30 年間に要する費用の総額から下水道基金分を除いた額を基に、年平均費用を算出し、毎年計上する。

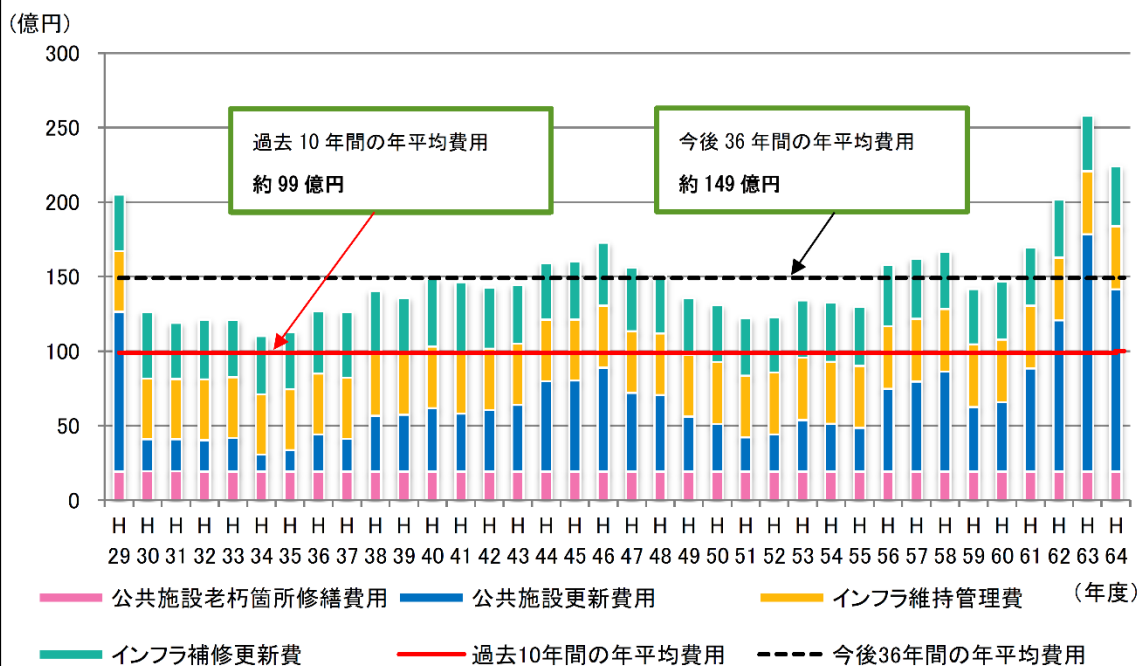
資料 2 - 2

● 今後の公共施設等に要する費用の資産 (20 ページより抜粋)

(4) 今後の公共施設等に要する費用の試算

公共施設及びインフラに要する費用の試算結果を単純に合計すると、平成 29 年度 (2017 年度) から平成 64 年度 (2052 年) までの 36 年間で、公共施設等に要する費用は約 149 億円となり、過去 10 年間に要した年平均費用である約 99 億円と比較すると、約 50 億円の不足となります。

図 2-3-4 今後の公共施設等に要する費用の試算結果



資料 2 - 2

● 公共施設の管理に関する目標 (21 ページより抜粋)

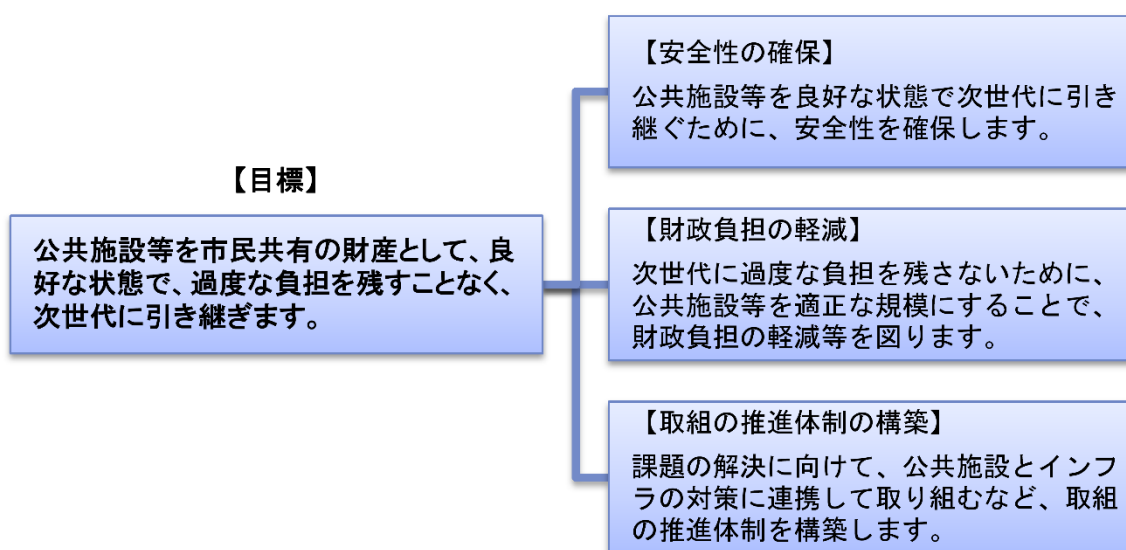
1 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する目標と基本的な考え方

(1) 公共施設等の管理に関する目標

今後の更新や維持管理等に要する費用が増加することなど、本市の公共施設等の課題に対応し、公共施設等を市民共有の財産として、良好な状態で、過度な負担を残すことなく、次世代に引き継ぐことを本計画の目標とします。

また、公共施設等を適切に次世代に引き継ぐため、公共施設等の総合的かつ計画的な管理に当たっては、公共施設とインフラで、「安全性の確保」、「財政負担の軽減」及び「取組の推進体制の構築」という共通の考えに基づき、取組を進めます。

【基本的な考え方】



資料 2-2

● 公共施設等の管理に関する基本的な考え方（21-23 ページより抜粋）

(2) 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

ア 安全性の確保

(7) 点検・診断等の実施方針

公共施設等に求められる性能の中で、最も重視しなければならないのは安全性です。その安全性を保つためには、適切な管理が必要です。適切な管理が行われなまま時間が経過すると、潜在する危険性が増大し、人命に関わるような重大な事故を引き起こすおそれもあります。

このような事態を避け、不具合を早期に発見し、速やかに対応することで公共施設等の安全性を確保するため、公共施設については、施設の劣化状況調査を毎年実施しており、また、インフラについては、日常のパトロールや法定点検等を行い、危険な箇所や施設の状態の把握を行っています。

また、点検結果や施設の状態の記録は、各施設所管課で管理し、施設の維持管理や更新等の優先順位等を検討する際の資料として活用していきます。

(4) 耐震化の実施方針

公共施設の耐震化については、本市の防災上重要な公共施設は、耐震化が進められたことで、今後、耐震化が必要な公共施設は、本庁舎及び総合体育館（郷土の森総合体育館）の2棟のみとなっています。なお、本庁舎については、「府中市庁舎建設基本計画」（平成27年2月策定）に基づき、新庁舎建設に向けた準備が進められています。また、総合体育館（郷土の森総合体育館）については、関係部署が耐震改修に向けた具体的な検討を行っています。

インフラの耐震化については、橋りょう、立体横断施設及び大型構造物は、長寿命化を行うとともに、緊急輸送道路などの地震発生時に重要な通行経路となる路線に配慮しながら、耐震化対策を進めていきます。また、下水道は、「府中市地域防災計画（平成26年修正）」に定める想定地震に対する対策を行います。具体的には、車両交通の確保及び下水道の流下機能の確保を図る必要があります。これまでの取組を継続し、マンホール浮上防止対策事業及びマンホールと管きよの接続部分の可とう化対策事業を推進します。

イ 財政負担の軽減

(7) 統合や廃止の推進方針

公共施設については、新たな公共施設を整備する際には、同程度の施設数又は床面積を削減するなど、施設総量の抑制を図るための検討を行います。また、既存の公共施設については、施設の配置状況や老朽化の状況、利用状況等を踏まえ、その必要性について検証し、複合化や機能移転、統廃合等の再編の可能性を検討することとします。

インフラについては、市民生活に直接関わる施設であるため、基本的に削減が困難な施設ですが、性質的に集約化が可能な利用度の低い施設等を集約化することにより、管理や運営にかかる経費を削減させます。また、施設の更新時には、施設の廃止や簡素化など、施設の集約化及び合同化の検討を行います。施設の新設が必要な場合には、既存施設などの廃止、集約化及び合同化を検討し、総量の増加を抑制します。

なお、再編や集約化等によって生み出される公共施設跡地等や未利用地については、「市有財産活用基本方針（平成28年7月策定）」に基づき、売却や貸付けによる財源の確保策も含めた新たな活用を図ります。

(i) 維持管理・修繕・更新等の実施方針

定期点検等によって公共施設等の状況を把握し、不具合が発生する前に適切な改修を行うことにより、安全性の確保だけでなく、施設の寿命を延ばし、長期的にはライフサイクルコストの軽減を図ることができます。

修繕や更新等を実施する際には、施設の用途や老朽化の状況、市民ニーズや市全体の事業における位置付けなど、様々な観点からの総合的な判断に基づき、優先順位を付けて実施することで、更新費用が特定の時期に集中することを回避し、財政負担の軽減等に努めます。

また、道路等包括管理事業のように民間のノウハウを活用した、新たな管理手法の導入による管理費用の削減や、インフラ管理に必要な財源の確保策を検討します。

さらに、近年、施設整備や改修に関しては、PFI・PPPといった公民連携による多様な事業手法が確立されてきていることや、電気料については、電力自由化により小売事業者による価格の競争が行われ、安価な調達が可能になるなど、各方策のメリット・デメリットを踏まえ、それぞれの導入可能性について適宜検討し、最適な手法を採用していきます。

なお、公共施設等は一度整備すると長期にわたり使用することとなるため、その更新に当たっては、将来的なニーズの変化に伴う施設の転用や縮小、複合化に対応できるよう併せて検討します。

(ii) 長寿命化の実施方針

従来は、不具合の発生を把握して対応するという、事後保全型の管理を実施してきました。これからは、日常や定期的点検等によって公共施設等の状況を把握し、不具合が発生する前に適切に対応する、予防保全型の管理を進めます。

また、長寿命化のための改修時期を迎える公共施設等については、利用状況や必要性の検証、建替え等とのコスト比較などを行った上で、最も効果的な改修工事等を実施し、更なる長期使用を図ります。

ウ 取組の推進体制の構築

目標達成に向けた具体的な取組は、公共施設マネジメント推進プランやインフラマネジメント計画に基づいて進めていきますが、その推進に当たっては、施設管理担当職員を対象とした講習会を実施するなど、全庁的な取組体制の構築に努めます。

また、周辺自治体とは、多摩地域の各自治体で構成する自治体等FM（ファシリティアマネジメント）連絡会議多摩地域会等において、情報共有を進めるなど、引き続き協力体制の構築を図っていきます。

特に、市民に身近なインフラについては、市と市民が課題を共有し、各々の役割について責任を持ち、協力して守っていくことが大切です。市は、インフラの安全性を確保し、市民は、身近な目の届く範囲の清掃を行うなど、インフラを維持するために協力して取り組む体制を構築します。